

## 伐採及び伐採後の造林の届出書 必要書類一覧 (R5.4)

### 【共通書類】

伐採及び伐採後の造林の届出書	
伐採計画書	伐採開始の90～30日前までに提出
造林計画書	
森林の位置図・区域図	住宅地図, 公図など森林の位置および伐採区域がわかる図面
土地の登記事項証明書等	森林所有者のわかるもの
届出者の確認書類	法人: 登記事項証明書の写しなど 個人: 氏名・住所がわかる書類(運転免許証など)の写し
他法令の許認可関係書類	申請状況がわかるもの ※当該森林の伐採に関し, 他の行政庁の許認可が必要な場合
隣接森林との境界確認書類	隣接森林所有者との確認状況がわかるもの。ただし以下の場合は添付の省略可。 ①単木的な伐採など境界に隣接しない場合 ②境界杭などにより境界が明らかな場合 ③誓約書の提出等により届出後伐採前に境界確認を実施することを明らかにした場合
確認通知書・適合通知書交付申請書	希望者のみ提出

### 【所有者と伐採する者や事業をする者が異なる場合】

所有者との契約書	権利が確認できるもの
----------	------------

### 【代理人が事務処理を行う場合】

委任状	
-----	--

### 【伐採後転用の場合】

小規模林地開発概要書	
開発箇所と区域の分かる図面	事業計画図等

### 【転用目的が太陽光発電計画の場合】

経済産業省の経営認定書及び認定図面	
東京電力パワーグリッドとの連結契約書	

### 【伐採/造林完了後】

伐採に係る森林の状況報告書	伐採作業終了後30日以内に提出 ※造林を予定している場合も伐採作業終了後に提出が必要
伐採後の造林に係る森林の状況報告書	造林作業終了後30日以内に提出

※伐採開始の90～30日前までに届出をしてください。

※上記以外に必要な場合もあります。

※5条森林図の青色で示す範囲の中に入っている場合のみ申請します。

※1haを超えるとき(太陽光発電設備に係る開発行為は0.5ha)は, 県への林地開発許可申請になります。

※太陽光発電の計画に際しては, 事前に都市政策課へご相談ください。